

令和8年4月1日現在

令和8年度 小山市農業振興関係支援事業一覧

小山市 産業観光部 農政課 担い手・農地総合対策室

注意事項

※必ずご一読ください。

- 事業内容は現時点のものであり、内容等が変更されている場合があります。
- 事業の活用の際し、農業者の皆様には書類作成等の長期的な事務手続をご依頼するため、農作業以外に時間や労力を費やす必要があることをご理解の上、事業活用をご検討ください。
- 事業申請の際に定めた目標を達成できない場合や虚偽の申告を行った場合は、指導及び補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。
- 事業着手（対象機械等の購入など）については、原則、交付決定後になります。そのため、申請前に着手した事業については、補助対象とならない可能性があります。
- 各事業の詳細については、担当部署にご確認ください。

目次

- 新規就農者向け支援策 P.1～P.2
- 集落営農組織等に対する支援策 P.3
- 機械・施設等の導入に関する支援策 P.4～P.6
- 経営所得安定対策事業に関する支援策 P.7
- 畜産・家畜防疫に関する支援策 P.8
- 環境にやさしい農業に関する支援策 P.9～P.10
- その他支援策 P.11

【新規就農者向け支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	経営発展支援事業 (通常枠)	就農直後の経営発展のために導入する機械・施設等を支援する	3 / 4 補助 (上限：750万円※経営開始資金併用者は上限：375万)	【補助対象者】 認定新規就農者 【補助対象事業】 機械・施設、家畜の導入等の初期投資的な経費（整備等の内容ごとに事業費が50万円以上）	【主な要件】 ・独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ・事業実施年度又は前年度に農業経営を開始し、独立・自営就農をしている又はする予定であること ・経営を継承する場合、現状の売上若しくは付加価値額10%以上増加、又は生産コストを10%以上減少させること ・地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること ・取得費用について金融機関から融資を受けること ・環境負荷低減に取り組む意思があること ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)
2	経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠)	将来の農地の受け手に対して経営移譲に向けた取組のために導入する機械・施設等を支援する ①経営資源の有効利用に向けた取組 ②円滑な経営移譲に向けた取組 ③経営発展に向けた取組	①②：1 / 2 補助 ③：3 / 4 補助 (上限：900万円)	【補助対象者】 認定新規就農者、認定農業者 ※経営開始資金、経営発展支援事業（初期投資促進事業）受給者は不可 【補助対象事業】 ①農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費（事業費が25万円以上） ②法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費 ③機械・施設、家畜の導入等の初期投資的な経費	【主な要件】 ・独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ・事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始したこと ・地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれ、地域計画が農用地の将来に関する目標又は受け手不在農地の面積の割合の要件を満たすこと ・取得費用について金融機関から融資を受けること ・環境負荷低減に取り組む意思があること	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【新規就農者向け支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
3	経営開始資金	就農直後の経営確立に資する資金を交付する	交付期間1月につき13.75万円（1年につき最大165万円）を最長3年間	【補助対象者】 認定新規就農者	<p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること ・独立・自営就農であること ・経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負っていること ・地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること ・原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと ・前年の世帯全体の所得が600万円以下であること ・環境負荷低減に取り組む意思があること 	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)
4	新規就農者チャレンジ事業	地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援する	購入：3/10補助 リース：定額補助（取得額相当の3/7） （上限：個人1,500万円、法人3,000万円）	<p>【補助対象者】 認定新規就農者 ※経営開始資金、経営発展支援事業との同時併用は不可（受給終了後は活用可能）</p> <p>【補助対象事業】 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）、農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、など（整備等の内容ごとに事業費が50万円以上）</p>	<p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立・自営就農時の年齢が65歳未満であること ・営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること ①地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上） ②目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する ・対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと ・以下のいずれか1つの成果目標を選択すること ①経営面積の3割以上の拡大 ②付加価値額1割以上の拡大（付加価値額=収入総額-費用総額+人件費） ③労働生産性3%以上の向上（労働生産性=付加価値額÷総労働時間（又は労働人数）） 	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【集落営農組織等に対する支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	集落営農連携等事業	集落営農が実施するビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組を総合的に支援する	集落ビジョン等に基づき、最長3年間 (上限：1,000万円)	【補助対象者】 集落営農組織 集落営農組織が主たる構成員となった連携組織 【補助対象事業】 ①集落ビジョンの策定 ②集落ビジョンの実現に向けた取組 (1) 中核となる若者等の雇用に必要な経費 (2) 収益力の柱となる経営部門の確立に必要な経費 (3) 組織の法人化に必要な経費 (4) 共同利用機械等の導入経費	【主な要件】 ・生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織 ・組織の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営に関する規約・定款が定められていること ・地域計画のうち目標地図又は人・農地プラン等に位置づけられた組織又は位置づけられることが確実である組織 ・連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施する組織	小山市農政課 農業振興係 (0285-22-9254)

【機械・施設等の導入に関する支援策】

●国庫補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	農地利用効率化等支援事業	【融資主体支援タイプ】 地域農業の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残に対し補助する	【融資主体支援タイプ】 3/10以内（上限：300万円）	【補助対象地区】 地域計画が策定されている地域 【補助対象者】 地域計画のうち目標地図に位置づけられたもの 【補助対象事業】 農産物の加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械の取得等	【主な要件】 ・融資を活用し機械を導入する ・事業が単年度で完了する ・事業費が整備内容ごとに50万円以上である ・機械等の耐用年数が概ね5年以上20年以下 ・農業経営以外の用途に供されるような汎用性の高いものでない ・成果目標に直結する機械等の導入 ・既存の機械の単なる更新ではない ・園芸施設共済、農機具共済の加入等、自然災害による被災に備えた措置がされるものであること。	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	担い手確保・経営強化支援対策	国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入に要する経費を国が補助する	1/2以内（上限：個人1,500万円、法人3,000万円）	【補助対象地区】 地域計画が策定された地区 【補助対象者】 地域計画のうち目標地図に位置づけられた認定農業者等 【補助対象事業】 補助対象者が自ら農業経営発展のため機械・施設等を導入する取組	【主な要件】 ・融資を活用し機械等を導入する ・事業費が整備内容ごとに50万円以上 ・機械等の耐用年数が概ね5年以上20年以下 ・農業経営以外の用途に供されるような汎用性の高いものでない ・成果目標の達成に資する機械等を導入 ・園芸施設共済、農機具共済の加入等、自然災害による被災に備えた措置がされるものであること。	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
3	地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援する	3/10以内（上限：個人1,500万円、法人3,000万円）	【補助対象地区】 (1) 地域計画の目標集積率が6割以上であること (2) 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること 【補助対象者】 地域計画のうち目標地図に位置づけられたもの 【補助対象事業】 ①農産物の加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械の取得 ②農地等の改良又は造成 ③リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業機械の導入	【主な要件】 ・事業が単年度で完了する ・事業費が整備内容ごとに50万円以上である ・機械等の耐用年数が概ね5年以上20年以下 ・農業経営以外の用途に供されるような汎用性の高いものでない ・成果目標の達成に直接に関連するもの ・同種・同能力等のものの再度導入等ではない ・園芸施設共済、農機具共済等の加入等、気象災害などによる被災に備えた措置がされている ・「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」への準拠、API連携環境の整備、飼養衛生管理基準の順守	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425 / 小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
4	産地生産基盤パワーアップ事業	【収益力向上対策】 収益力強化をめざす産地に対し、農業機械や集出荷施設等の整備費用を補助する 【生産基盤強化対策】 ハウスや果樹園、農業機械等の再整備や生産技術の継承等生産基盤の強化に必要な費用を補助する 【新市場獲得対策】 海外市場や加工・業務用市場等新たな市場に対応できる拠点事業者を育成する	【収益力向上対策】 整備事業 1/2以内 基金事業 1/2以内 【生産基盤強化対策】 整備事業 1/2以内 基金事業 1/2以内（ハード） 定額（ソフト） 【新市場獲得対策】 推進事業 定額 整備事業 1/2以内	【収益力向上対策、生産基盤強化対策】 小山市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業団体等 【新市場獲得対策】 「食料システム構築計画」を策定した拠点事業者等	【収益力向上対策】 ・「産地パワーアップ計画」において成果目標の基準を満たしている ・品目ごとに設定する面積要件を満たしている 【生産基盤強化対策】 ・基準を満たした成果目標の設定 ・再編・改修した施設等を5年以内に継承者に譲渡する又はすでに譲渡を受けておりこれから営農を開始する 【新市場獲得対策】 ・基準を満たした成果目標の設定 ・費用対効果分析を実施し1以上である	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
5	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産・酪農の収益力及び生産基盤の強化を図るため、地域が一体となって行う取組に対して支援する	1/2以内	【補助対象者】 畜産農家が地域関係者等で組織した「畜産クラスター協議会」	「畜産クラスター協議会」が定めた「畜産クラスター計画」が、県知事より、認定を受けている	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425
6	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業	産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する	①農業機械の購入等 1/2以内 ②①に係る人材育成に要する経費 定額 ③①で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 1/2以内 補助上限①②③合計で2.5億円以内	【補助対象者】 事業を実施する農業者、農業団体等のうち、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は地域で策定する「産地スマート計画」に位置付けられている者	【共通】 目標年度までに労働生産性を5%以上向上 【生産方式革新実施計画認定者】 ・生産方式革新実施計画に基づくスマート技術高度利用計画を策定する 【生産方式革新実施計画認定者以外】 ・取組主体事業計画が産地スマート計画に位置付けられている ・面積要件を満たしている（稲：50ha、麦：30ha、大豆：20ha、ばれいしょ：25ha、かんしょ：25ha、露地果樹：10ha、施設果樹：5ha、露地野菜：10ha、施設野菜：5ha、露地花き：5ha、施設花き：3ha）	下都賀農業振興事務所 企画振興部 0282-23-3425
7	みどりの食料システム戦略緊急対策 交付金のうち 先進的有機農業拡大促進事業	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援	スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大 ①スマート農業技術等に関する機械等の導入<1/2以内> ②有機農業の拡大に向けた取組 ア資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置<1/2以内> イその他、有機農業の拡大に必要な取組（ソフト）<定額> 補助上限：①②合計で5,000万円 ※事業実施主体あたりの上限額ではなく、県又は市等が作成する1事業実施計画あたりの上限額	【補助対象者】 ・農業者 ・農業者の組織する団体 ・農業者を構成員とする協議会	【補助対象者の要件】 ・みどり認定を受けた有機農業者であること ・地域計画に位置づけられていること ・慣行基準以下の栽培に2年以上取り組んでいること ・1事業実施計画※当たりの有機農業の取組（目標）面積が一定以上であること （ア）稲：10ha（イ）麦・大豆・雑穀：5ha（ウ）いも類・露地野菜：2ha（エ）果樹：1ha（オ）施設園芸：1ha ※事業実施計画は県又は市等が事業要望者をまとめて作成	下都賀農業振興事務所 経営普及部 0282-24-1101 / 小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
8	みどりの食料システム戦略緊急対策 交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者等が行う機械・施設の導入を支援	認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入<1/2以内> 補助上限額： 機械 200万円 施設 1,000万円 ※共同申請を行う人数により国費上限額は、変更あり ※総事業費が100万円以上であること ※機械等はみどり認定計画に位置づけられたものに限る	【補助対象者】 初めてみどり計画認定を受けた有機農業者又は特定計画認定者	【補助対象者の要件】 ・みどり認定の特定計画の認定を受けていること又はみどり認定を受けた大規模有機農業者であること ・有機農業の取組（目標）面積が一定以上であること （ア）稲：4ha（イ）麦・大豆・雑穀：2ha （ウ）いも類・露地野菜：1ha（エ）果樹：0.5ha（オ）施設園芸：0.5ha	下都賀農業振興事務所 経営普及部 0282-24-1101 / 小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269

【機械・施設等の導入に関する支援策】

●県単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	土地利用型園芸スケールアップ事業	主食用米から需要が見込まれる土地利用型園芸作物への作付け転換を図るため、産地規模拡大や複数産地の連携・契約取引の促進等を支援する	【土地利用型園芸新たなチャレンジ支援事業】 ソフト 1/2 ハード 施設(4/10)、機械(1/3) 【土地利用型園芸メガ産地育成強化事業】 1/2	【土地利用型園芸新たなチャレンジ支援事業】 ソフト 試験栽培への支援、作業委託、機械レンタル ハード 新たな露地野菜の生産に必要な機械・施設等 【土地利用型園芸メガ産地育成強化事業】 新たな作型の導入、同一ロットによる販売力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 「園芸メガ産地づくり基本構想」の承認を県知事より受けた地区 目標年度において①又は②を満たす <ul style="list-style-type: none"> ①露地野菜の作付面積が50ha以上 ②露地野菜の販売額が250,000千円以上 	下都賀農業振興事務所 経営普及部 0282-24-1101
2	とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業費	化学肥料・化学農薬の使用量削減に資する栽培技術の導入に必要な機械・設備・資材の導入支援	補助率：1/2以内	農業生産組織、農業協同組合 等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象とする栽培技術が化学肥料・化学農薬の低減に寄与するものであること 受益面積が30a（施設栽培の場合は10a）以上 受益農家が3戸以上 事業実施年度の翌年度までに受益農家全員がみどり認定を受けること 	下都賀農業振興事務所 経営普及部 0282-24-1101 / 小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	高効率施設園芸支援事業	生産組織などが行う施設園芸作物の生産に係るエネルギーの消費効率に優れた施設、設備等又は環境負荷の低減に必要な施設、設備等の導入に要する経費を支援する	20/100以内	市長が農業振興促進上必要であると認める者	市内で施設園芸を行う生産組織	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	有機農業機械導入補助金	有機農産物等の生産・出荷体制の整備に必要な機械及び施設の導入に要する経費に対して支援を行う	1/2以内(申請者1者当たり年間100万円)	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助金申請年度における有機農業取組面積が30a以上の者 有機農業に取り組んでいることを証明するための栽培履歴等を適正に管理、保管している者 補助金の交付を受けた後も有機農業の取組を継続して行う者 国又は県から同種の機械の補助金等の交付を受けていない者 	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
3	スマート農業機械等導入補助金	労働生産性の高い農業構造への転換を促進するため、スマート農業技術等の導入を支援する	【規模拡大推進枠】 1/3（上限：80万円） 【営農持続支援枠】 1/3（上限：50万円）	<ul style="list-style-type: none"> 【規模拡大支援枠】 市内に住所、又は主たる事務所（事業所を含む。）を有する者 地域計画のうち、目標地図に位置付けられている者 【営農時速支援枠】 市内に住所、又は主たる事務所（事業所を含む。）を有する者 経営規模が2ha未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 【規模拡大支援枠】 目標年度において経営規模を1ha（施設園芸、果樹については0.2ha）以上拡大する 【営農時速支援枠】 経営規模が2ha（施設園芸、果樹については0.4ha）未満である 	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【経営所得安定対策事業に関する支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	担い手加算補助金	担い手の育成及び麦の生産性向上を図るための事業に要する経費を補助する	1,000円/10a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
2	二毛作助成補助金	麦と飼料用米、加工用米、はとむぎ又は大豆の二毛作の作付けに要する経費を補助する	2,000円/10a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
3	はとむぎ生産拡大事業費補助金	小山市の特産物であるはとむぎの生産拡大推進を図るための事業に要する経費を補助する	10,000円/10a	小山市農業再生協議会	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農業再生協議会 0285-33-3211
4	高収益作物導入補助金	本市農業を、米麦から露地野菜への転換を図り、収益性の高い水田農業への構造改革を図るため、水田に露地野菜を導入するための経費を補助する	1年目7万円/10a 2年目5万円/10a 3年目3万円/10a	市内の水田で高収益作物の作付面積を増加させ、市内に住所又は主たる事務所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、事業実施年度中に農業経営改善計画の認定を受ける者	市内の農業者又は農業者等が組織する生産組織若しくは団体で、年度当初において、経営所得安定対策事業に同意し、小山市農業再生協議会に「営農計画書」を提出している	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【畜産・家畜防疫に関する支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	おやま和牛肥育素牛導入補助金	本市を代表するブランドであるおやま和牛の生産振興を図るため、おやま和牛の肥育素牛を導入する経費を補助する	1頭につき1万円(上限:100頭)	市内に主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する和牛の飼養を行う者	市内で飼養を行うために導入した肥育素牛の購入に要した経費である	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	豚熱予防的ワクチン接種費補助金	豚熱の感染を未然に防止し、養豚経営の安定を図るため、家畜伝染病予防法に基づき実施する豚熱予防注射に係る費用を補助する	定額	市内に農場を有する養豚経営体	栃木県が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項に基づき実施する豚熱予防注射、又は第三条の二第一項に基づく特定家畜伝染病防疫指針に規定された知事認定獣医師、又は飼養衛生管理者が実施する家畜の注射に係る費用である	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252

【環境にやさしい農業に関する支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	なつみずたんぼ振興事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、なつみずたんぼ事業に要する経費を補助する	750円／1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体（ただし、生井、寒川、中、穂積、豊田地区内の取組に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日から9月末日までの間、おおむね2か月以上湛水すること（以下「夏期湛水期間」という）。 ・夏期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な雑草防除措置及び漏水防止措置を講じ、栽培を行わないこと。 ・夏期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて農薬を使用しないこと。 ・対象面積は「なつみずたんぼ」を実施している水田とする。 	<p>小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269</p>
2	ふゆみずたんぼ事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ふゆみずたんぼ事業に要する経費を補助する	維持管理費2,000円／1a 栽培管理費2,500円／1a(江は除く)	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）に属する者	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日から1月末日までの間に湛水を始め、おおむね2か月以上湛水すること（以下「冬期湛水期間」という）。 ・冬期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じること。 ・栽培期間中及び冬期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて化学的に合成された肥料及び農薬は使用しないこと。 ・対象面積は「ふゆみずたんぼ」を実施している水田とする。 	<p>小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269</p>
3	ふゆみずたんぼ新規整備補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ふゆみずたんぼ事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）に属する者	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日から1月末日までの間に湛水を始め、おおむね2か月以上湛水すること（以下「冬期湛水期間」という）。 ・冬期湛水期間中は、5センチメートルから10センチメートルまでの水深を維持し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じること。 ・栽培期間中及び冬期湛水期間中は、当該水田ほ場の畦畔も含めて化学的に合成された肥料及び農薬は使用しないこと。 ・対象経費は、ふゆみずたんぼを実施するために新設する水田魚道、看板設置及び江の整備に要する経費 	<p>小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269</p>
4	有機JAS認証取得及び更新支援事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機農業事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	<ul style="list-style-type: none"> ・有機JAS認証取得申請及び更新申請を行うこと。 ・対象経費は、有機JAS認証の取得又は更新に要する経費。ただし、登録認証機関への振込手数料、郵送料、申請書式集代等は除く。 	<p>小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269</p>

【環境にやさしい農業に関する支援策】

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
5	ラムサールホンモロコ養殖事業補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、ラムサールホンモロコ養殖事業に要する経費を補助する	対象経費の全額	ふゆみずたんぼ事業を実施する生産団体（市内に住所を有する農業者の組織する生産団体に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホンモロコの養殖を行うこと。 ・対象経費はホンモロコの養殖に係る養殖池の造成、水車、給餌機、蓄養池、電気設備及び井戸の整備並びに備品の購入に要する経費 ・交付申請者は「みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機転換推進事業」の交付申請者に限る。 	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
6	有機転換推進事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機転換推進事業に要する経費を補助する	3,000円/1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体、新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・下記「有機農業推進事業費補助金」との重複申請は認めないものとする ・市内に住所を有する農業経営者又は農業者の組織する生産団体の対象面積は慣行農業から有機農業へ転換した水田とする。 ・新規就農者の対象面積は有機農業の水田とする。 	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269
7	有機農業推進事業費補助金	生産組織等が行う環境負荷の少ない農業の推進を図るため、有機農業推進事業に要する経費を補助する	3,000円/1a	市内に住所を有する農業経営体及び農業者の組織する生産団体	<ul style="list-style-type: none"> ・対象面積は学校給食用に有機水稻栽培面積。 	小山市農政課 環境創造型農業推進係 0285-22-9269

【その他支援策】

●市単補助事業

No.	事業名	概要	補助率・補助額	補助対象	主な要件	担当部署
1	直播栽培補助金	水稲の生産における労働時間及び生産費の低減を図るための直播栽培に要する経費を補助する	12,000円/10a	市長が農業振興促進上必要であると認める者	市内で水稲の直播栽培を行う者	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252
2	広域防除推進事業費補助金	高品質な農産物を生産するために行う水稲、麦、大豆の広域的な防除に要する経費を補助する	【無人ヘリによる防除】 1,200円/10a 【ブームスプレーヤ、ドローンによる防除】 1,000円/10a	市内に住所を有する農業者又は団体	同一の対象作物の散布面積合計が2ha以上であること	小山市農政課 生産振興係 0285-22-9252